令和6年度市民税・県民税 特別徴収のしおり

日頃から個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収事務にご協力いただきありがとうございます。このしおりでは、従業員の方の個人住民税の特別徴収事務のポイントを説明します。

1 特別徴収とは

給与支払者(事業主)が毎月給与を支払う際に、給与所得者(従業員)の 給与からその方の市民税・県民税を差し引き、従業員に代わってその税額 を市区町村に納入していただく制度です。

2 特別徴収義務者の指定

所得税の源泉徴収義務があるすべての給与支払者(事業主)は、本市から特別徴収義務者に指定されます(地方税法第321条の4)。なお、2か所以上の給与支払者(事業主)から給与の支払いを受けている人については、その主たる給与支払者(事業主)を特別徴収義務者に指定します。

3 特別徴収税額の通知

特別徴収税額は、給与支払者(事業主)を通じて給与所得者(従業員)へ通知することとなっています。特別徴収する場合には、毎年、特別徴収義務者に対して、特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用、納税義務者用)を送付します。納税義務者用の税額通知書は、納税義務者である給与所得者(従業員)に5月31日までにお渡しください(ミシン目に沿って個人ごとに切り離し、記載内容を見ることなく、速やかにお渡しください。)。課税内容に関する質問は、給与所得者(従業員)本人から通知書記載の区役所税務課市民税担当にお問い合わせください。また、通知書の再発行はできません。

●○ご留意いただきたいこと○●

- ○従業員の方の税額通知書は、速やかに各従業員へお渡しください。 税額通知書の扱いにあたっては、個人情報の記載がありますので、 十分ご注意ください。
- ○税額通知書の再発行はできません。
- 〇給与支払報告書が法定期限(1月31日)後に提出された場合、 当初に送付する税額通知書に反映されていない場合があります。
- ○納入書の送付については、総括表の「納入書の送付」欄の記載 内容に関わらず、これまでの納入方法に合わせて納入書の送付 を決定しています。

4 給与所得者異動届出書等の提出

退職、転勤(転職)、休職、死亡等の事由により、給与所得者(従業員)に 給与の支払いをしなくなった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給 与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」といいます。)に必要事項を記入 し、次の期限までに横浜市特別徴収センターに提出してください。

- ○毎月の給与から個人住民税を徴収している従業員が退職等したとき 異動届出書を、異動のあった日の翌月の10日までに届くように提出してください。
- 〇給与支払報告書を提出した従業員が4月1日までに退職等したとき 異動届出書を、4月15日までに届くように提出してください。

また、従業員の方から、本人納付(普通徴収)から特別徴収への切替を希望 する申し出があった場合は、「特別徴収への切替依頼書」を横浜市特別徴 収センターに提出してください(普通徴収の納期限が過ぎているものは、 特別徴収への切替はできません。)。

※異動届出書等は複写して使用してください。

※それぞれの用紙は横浜市ウェブページからもダウンロードが可能です。 ※電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、異動届出書(特別徴収継続の場合)や特別徴収への切替依頼書に、必ず受給者番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で付番します。)。

※異動届出書・給与支払報告書の提出については、eLTAXでも申告できます。大変便利なシステムですので利用のご検討をお願いします。

5 退職所得に係る市民税・県民税について

退職所得とは、退職により勤務先などから受ける退職手当などの所得をいい、退職手当等に係る市民税・県民税の所得割は、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に、支払者が税額を計算し特別徴収することとされています。徴収した税額は、翌月10日までに退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在の退職者の住所地の市区町村に納入してください。納入の際は、納入書の退職所得分の欄及び裏面の「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入してください。また、退職者が法人の取締役、監査役、その他役員又は相談役、顧問等の場合は、あわせて市区町村へ特別徴収票を提出してください。

令和6年度分市民税・県民税特別税額控除 (定額減税)の実施について

令和6年度市民税・県民税については、定額減税が実施され、 減税後の徴収税額を通知書に記載しています。

具体的には、令和6年6月の特別徴収を行わず、定額減税後税額を7月から令和7年5月の間に特別徴収していただきます。(減税対象は、合計所得金額が1,805万円以下で、所得割が課税されている方に限ります。)。

制度の詳細については、総務省のウェブページまたは横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 定額減税

検索



特別徴収に関するウェブページ

●各種申請書等様式のダウンロード

Excelに直接入力し、印刷が可能です。

横浜市 特別徴収 様式

検索



- このページからダウンロードできる様式
- ○給与所得者異動届出書(異動届出書)
- ○特別徴収への切替依頼書
- ○給与支払者の所在地·名称変更届出書
- ○給与支払報告書
- ※上記申告は、eLTAX からも行えます。
- 〇ゆうちょ銀行(郵便局)指定依頼書
- ※関東地方及び山梨県内以外のゆうちょ銀行(郵便局) で納入される場合、事前指定が必要です。
- ○特別徴収分納入書

●特別徴収に関するよくある質問Q&A

横浜市 特別徴収 質問

検索

※お電話が大変混み合っているため、 はじめにウェブページをご覧ください。

6 特別徴収税額の徴収と納入

6月から翌年5月までの各月の給与支払の際に、特別徴収税額の決定 (変更)通知書(特別徴収義務者用)に記載されている、個々の給与所得者 (従業員)の各月分の納付額(月割額)を徴収してください。

特別徴収税額を通知した後にその税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付します。新たな通知書に記載された月割額に基づき徴収してください。納税義務者用の税額変更通知書は、該当の給与所得者(従業員)にお渡しください。

徴収した月割額は、納入書または地方税共通納税システムで納入してください。納入についての詳細は横浜市ウェブページ「個人住民税の特別徴収に関するよくあるご質問(4、納入に関する事項)」をご覧ください。

横浜市 特別徴収 質問

検索



納入書の発行・ダウンロードは以下をご覧ください。

横浜市 特別徴収 納入書

検索



●○納入書の記入のしかたについて●○

市区町村コード	振替口座番号 加入者名
1 4 1 0 2 0	00220-1-960099 横浜市会計管理者
年 月分 令和 X X X O 6 X	指定番号 X X X X X X 1,338,500
神奈川区(10)	维 千 百 + 万 千 百 + 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納	内 所待分
入金額(1)の欄を横線で抹消し、 入金額(2)の欄に記入してください	
納期限 令和XX年7月10日	(2)
郵 便 局 取 りまとめ 店 横浜貯金事務センター (郵便番号224-8794)	合計額 1 5 6 3 8 0 0

- 1 日付を記入する際は、和暦で記入してください。
- 2 納入すべき金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄と一致している場合 納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄には何も記 入しないでください。

- 3 納入すべき金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄と異なる場合
- (1) 退職所得にかかる税額がない場合

納入書等の「納入金額(1)」欄を二重線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄に納入金額を記入してください。

(2) 退職所得にかかる税額を併せて納入する場合

納入書等の「納入金額(1)」欄を<u>二重線で抹消し</u>、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄に給与所得にかかる納入金額を、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に退職所得にかかる納入金額を、また、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。※退職所得分の税額を納入するときは、納入申告書(納入書裏面)の提出が必要です。

4 納入書等の「納入金額(1)」欄に「*」印がある場合 納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄又は「退職所得分」欄に納入 金額を記入し、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入 してください。

7 納期の特例について

納期の特例とは、市民税・県民税の特別徴収義務者で、給与の支払を受ける者が(横浜市内、市外を問わず)常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回(6月から11月分の納入については12月10日まで、12月から翌年5月分については翌年6月10日まで)に分けて納入することができる制度です。申請にあたっては、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を横浜市財政局納税管理課(電話:045-671-3096)に郵送にて提出してください(電子申告(eLTAX)では申請できません。)。横浜市にて審査を行った上、結果を通知します。申請方法等については、横浜市ウェブページをご覧ください。

8 給与支払報告書等のeLTAX(エルタックス)利用について

eLTAX(エルタックス)は、電子データをインターネット経由で送信するためのシステムで地方税の電子申告、電子申請・届出、電子納付が可能です。複数の市区町村へ申告をしている企業や個人事業主の方々には大変便利なシステムですので、ぜひ利用のご検討をお願いいたします。

eLTAXの利用方法は、eLTAXヘルプデスク(地方税共同機構)へ eLTAXウェブページ: https://www.eltax.lta.go.jp/ eLTAXのよくある質問:https://eltax.custhelp.com/ 電話:0570-081459(ハイシンコク) 上記で繋がらない場合:03-5521-0019 (土・日・休祝日・年末年始を除く 9時~17時)

9 特別徴収税額決定(変更)通知書の電子化について

令和6年度(令和6年5月送付分)から給与支払報告書を eLTAX(エルタックス)で提出した特別徴収義務者について、 「特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」を 電子データで受取希望された場合、電子データ(eLTAX)で 格納しています。全体概要や詳細、よくあるQ&Aについては eLTAX(エルタックス)ウェブページ「個人住民税特別徴収税額通知 (納税義務者用)電子化に係る特別徴収義務者向け特設ページ」 (外部サイト: https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036) をご確認ください。

●○ご留意いただきたいこと○●

- ○特別徴収税額通知書の受け取り方法については、給与支払報告書 の提出期限までに送信いただいたデータの受け取り方法をもとに 決定します。
- ○特別徴収税額通知書の受け取り方法を選択しなかった事業所及 び、電子データでの受け取りを希望したが通知先e-mailアドレス が未記載の事業所につきましては、書面にて特別徴収税額通知書 を送付します。
- ○電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合 は、異動届出書(特別徴収継続の場合)や特別徴収への切替依頼書 をご提出の際、必ず受給者番号を記載してください(受給者番号 の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で付番します。)。
- ○年度当初に決定した受け取り方法は、原則、年度途中での変更は できません。
- ○過年度分の特別徴収税額変更通知書については電子化に対応していませんので、今後も書面で送付します。
- ○税制改正により、一つの帳票について、電子データと書面の両方 での送付はできなくなったため、副本データの送付は廃止となり ました。
- ○給与支払報告書を書面または光ディスク等で提出した場合は、特 別徴収税額通知データを送信できません。

◎ お問合せ先一覧

お問い合わせの際は特別徴収税額通知書や横浜市からお送りしている納入書等に記載されている特別徴収指定番号(〇〇一〇〇〇〇〇)を ご用意の上、ご連絡をお願いします。

特別徴収義務者用の通知の内容(税額や人員等)に係ること

- ◎ 給与支払報告書の発送・受付
- ◎ 特別徴収税額通知書の発送
- ◎ 給与支払報告・特別徴収に係る 給与所得者異動届出書の受付
- ◎ 特別徴収への切替依頼書の受付
- ◎ 給与支払者(特別徴収義務者)の 所在地・名称変更届出書の受付
- ◎ 退職所得に係る問合せ(税額計算・ 特別徴収票の送付)
- ◎ 納入額の決定や従業員の異動に関すること

横浜市特別徴収センター(横浜市財政局法人課税課)

住所: 〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話: **045-671-4471** (土・日・祝日・年末年始を除く8時45分~17時15分)

各納税義務者(個人)の課税内容に係ること

- ◎ 税額・課税内容について
- ◎ 普通徴収税額通知書の発送について
- ◎ 市民税・県民税課税(非課税)証明書 の発行について

納税義務者ご本人様が お住まいの区役所 (税務課市民税担当) へお問い合わせください。 各区役所の電話番号がわからない場合は、横浜市代表電話等からお問い合わせください。

横浜市代表電話: 045-671-2121

(土・日・祝日・年末年始を除く 8 時 45 分~ 17 時 15 分)

納入に係ること

- ◎ 特別徴収税額の納入について (退職所得分も含む)
- ◎ 特別徴収の過誤納金等に関すること
- ◎ 納期の特例に関する問合せ
- ◎ 督促状に関する問合せ

横浜市財政局納税管理課

住所: 〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-3096

(土・日・祝日・年末年始を除く8時45分~17時15分)

電子申告(eLTAX)を用いた手続や申請・申告に係ること

- ◎ eLTAX の利用開始・操作方法について
- ◎ 給与支払報告・特別徴収に係る給与 所得者異動届出書や特別徴収への切 替依頼書の提出について
- ◎ 地方税共通納税システムの利用について

eLTAX ヘルプデスク (地方税共同機構)

電話:0570-081459

(ハイシンコク)

上記の電話番号でつながらない場合: 03-5521-0019

(土・日・休祝日・年末年始を除く 9 時~17 時)

横浜市税の納付は…

「eLTAX」による電子納付をご利用ください!

金融機関窓口に出向かず

全ての地方公共団体へ 一括で納付することができます!

<u>ポイント</u>

- ① 会社や自宅のパソコンから納付できる!
- ② 複数の地方自治体に一括で納付できる!
- ③ 納付先自治体が指定する金融機関以外の金融機関でも納付できる!

eLTAX を利用して給与支払報告書を提出し、特別徴収 税額通知データを受領している給与支払者(事業者)が、 eLTAX で納入する場合は、指定番号及び税額が自動的 に登録されるため、納入手続きがさらに簡便になります。

エルタックス

検索、



「eLTAX」利用の流れ

~初めてeLTAX を利用する場合~

1 利用届出

eLTAX ウェブサイトの PCdesk(WEB 版)から利用 届出(新規)を提出し、利用者 ID を取得します。 ※提出済の場合は不要です。

2 納付情報入力

PCdesk などのeLTAX 対応ソフトウェアで納付する税金の種類、納付先などの情報入力、または CSV ファイルの取り込みを行います。

3 納税

インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付(事前に登録した金融機関の口座からの引落し)、ATM から納付方法を選択し、納付します。

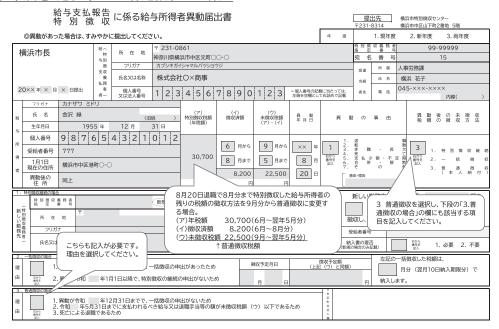
記載例は横浜市ウェブページにも掲載しています。

横浜市 異動届

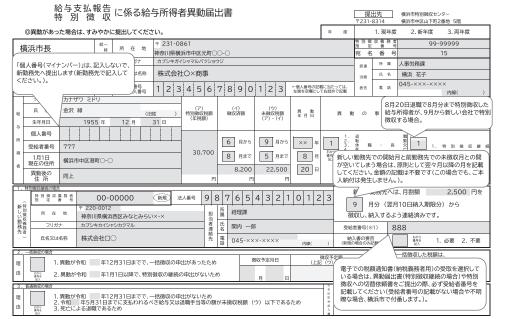




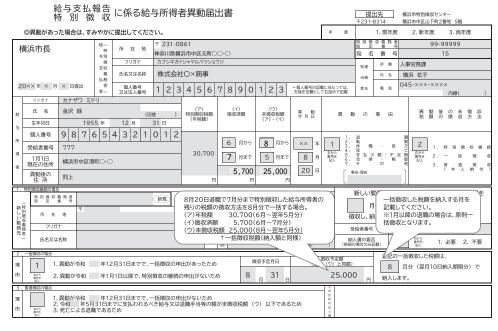
記載例① 退職等による普通徴収への繰入



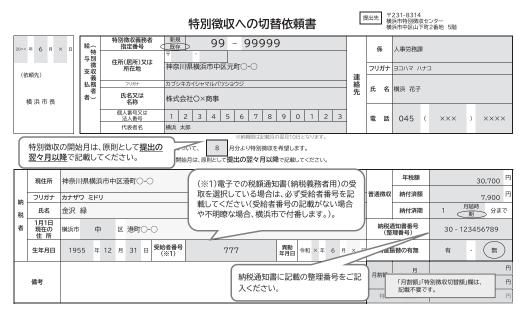
記載例③ 特別徴収の継続



記載例② 退職等による一括徴収



記載例④ 入社等による特別徴収への切替



4 321 '収` 一方給「黒 月法与宛の 一」の名ボ日欄支番 かの払号ル ら枠い 四内をのン 月に受欄又 の入た徴載 間す者収し にるが税て退と、額く 職と新通だ しもし知さ たるというというというというというというできません。 未1先載 収特おれ

(税額がある場合は、一括地別徴収継続の場合」欄に2別徴収継続の場合」欄に2のでは続を希望いて特別徴収の継続を希望に対してくれ

. 徴収すること 望する場合に ださい。

)が義務づけられる。「異動後の

られています。 ざい。 後の未徴収税額の徴

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

提出先 横浜市特別徴収センター 〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

													1231	0314		では、	.ш Г.ш.С.	野地 り帕			
	◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。章章章														1. 琲	年度	2.新	年度	3. 両年	F度	
構	 浜市長		給へ特				-		特別電影を												
125	//												号								
			与別 徴	フリガナ										15.4	所	属					
横浜	市使用欄 受	要・不	支収 義 払務	氏名又は名称										担連		名					
	年 月		←個人番号の記 左端を空欄とし						記載に当たっては、 者先 電話 比して右詰めで記載					内線()							
	フリガナ						: _			: : : L				Į.	Į				1 7/8//(
給	氏 名			(旧姓))			 (ア) 特別徴収税額		額	(ウ) 未徴収税額	(ウ) 異 動 年月日		異重	b o	事	· 由	異税	動 後額の	の 未徴 収	徴」	収 法
5 —	生年月日		年	月	日	(年税額)			(ア) - (イ)		<u> </u>						が	領 (ソ)	150 40	Л	左
听	個人番号							F	から	月から			1. 2.	退転休死支合そ 払 併			職				
	受給者番号							/	311.5	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	年		3.	休崩		長	数欠 上		特別	以 収	継続
得 —	1月1日							F	まで	月まで	月	右から 番号を 記入	5.	支払は	少額 ・	・ 不 定 解	期 右から 番号を 記入	2.	一 括	徴	収
者	現在の住所							′	30, 0	7,36. (記入			の	脌	10 記入	3.	普 通(本/	徴、納	収 付)
	異動後の 住 所						円		円	円			事	油·理由							, ,
1.特	別徴収継続の場合													立にしい	#귀오攵 서	⊢ ∧ I+	、月割額			円	<u></u>
	特別徴収義指 定番	務者			(新規) 法	.人番号								刺しい	シングラブ	[八字	、月刮锅				2
~ 车 特	拒 正 曲				COULTES.	., ,,,							J.	引分	(翌月	月10日納入期限分)から よう連絡済みです。					
で別	所在	地					扫	所属				Sur!									
い型動		_					当						13)		小人 9	OA.	ノ連裕済の	× (° 9 °			
新しい勤務先(特別徴収義務者	フリガナ					担当者連絡先	氏名					受給	者番号(※	(1)							
无者 〇	 氏名又は名	和					経 -						%th	大書の要否			右から				
	八石又は石	14/1/					九	電話			内線()		八音の安か			右から 番号を 記入	1.	必要	2. 不	要
2. –	 -括徴収の場合															<u> </u>	14441171 -	H 4兴忠(1)			
		星動が令和	左1つ		- 任舎田の中	山がキュナ・	ナル		徃	 如以予定月日	/ L ==	徴収予	定額 と同額)]	_=[(ハ)-	-括徴収し				
里		判が下州	#12	カン1ロまじじ、-	「白钗収い中	山かめつた	この)				(上記	<u>. ('))</u>	○ □ □ ○ □				月分(翌	月10日	納入期限	分)で	7
由												円	絅	 入しま	きす。						
3.普	記入 ・通徴収の場合									Л		1 % 1		П	1 41						
					15000	.1.1.81						市区									
里	1. 男	関動が令和	年12 ***	月31日までで、- でに支払われる^	-括徴収の申	出がないた 退職壬半等/	め か好 ⁺	が土沙川の形	3g百 / r	ウ) 以下である	<i>t= x</i> h	町村									
由		rM 平5万 死亡による退職			これと上岸に	巡啷十三寺(ノノ谷共/	い不知収的	C合只 ('	ファ以下である	ノこびノ	記入									
	番号を 記入	3 - 1 - 0 - 0 /2-1	-,, < 0, W									欄									

○横浜市特別徴収センターへの異動届出書が10日までに届いた場合は、原則月末に通知します。 11日以降となった場合は月末にご通知できないことがあります。新年度分は4月15日までに お届けください。

お届けください。 〇郵送による提出の場合で、控えの必要な方は、①提出用 ②返送用(「控」と明記)③切手を 貼った返信用封筒を同封のうえ、ご送付ください。 (※1)電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者 番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で 付番します。)。 横浜市ウェブページからもダウンロードできます。

横浜市 給与所得者異動届



 \Box

ご

利用

だ

さい。

コピーしてご利用ください

特別徴収への切替依頼書

提出先

特徴宛番:

〒231-8314 横浜市特別徴収センター 横浜市中区山下町2番地 5階

	年 月	3	В	給企	特別	徴収義剤 指定番号	务者	新規 既存		_							1	系					
				特 与別 徴	住瓦	f(居所)ス	スは	〒	-														
(依頼先)横浜市長			支収 所在地													連	フリ	ガナ					
				払務		フリガナ										連 絡 先	氏	名					
				者 者シ		氏名又は 名称			先								ч						
					個	人番号又 法人番号	t .										電	話		()	
						代表者名																	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													易合は、	必ず受	総額通知書(終 経合者番号を 不明瞭な場合	記載して	ください(受給者番					
	現住所	ŕ																	年税額				円
	フリガラ	+															普通	徴収	納付済額	A			円
納税	氏名																		納付済其	A I	F	月随時 期	分まで
者	1月1日 現在 <i>0</i> 住 所) 横	浜市																納税通知書番号 (整理番号)				
	生年月	B		年	F	3	日	を給者番号 (※1)				五 年 月	動令	和	年	月		口座掂	長替の有無		有		無
	備考												·					割額特別領	月 月以 対収切替額	人降			円 円
	意事項>											浜市ウェブペ-	-ジからも	ダウンロ	ードできま	す。							
宛に送 〇 <u>横沙</u> 11E 〇横沙 横浜市	○普通徴収の納期限が過ぎていないものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者 宛に送付された普通徴収の納付書を同封してください。納付した期分がある場合、領収書のコピーを同封してください。 ○横浜市特別徴収センターへの切替依頼書が10日までに届いた場合は、原則月末に通知します。 11日以降となった場合は、月末にご通知できないことがあります。※新年度分は4月15日までに、お届けください。 ○横浜市特別徴収センターからの電話連絡を希望される場合は備考欄にその旨と希望日をご記載ください(電話連絡には 横浜市の受領後三週間程度お時間をいただきます。)。																						
〇郵法	5による提出	い場合で	、、控え	か必要な.	万は、①提	出用(2)返記	医用(1指	空」と明記)③ '	切手を貼った返信用	#封筒を	:问封の						4						

うえ、ご送付ください。

			加士又加	3日(付加)	(4人我们)1日	ノレンアハ1エュビ	10 10 人文	出山百	T231-8	3314 横	浜市中区山	下町2番地	5階
	年 月 日		所在地	〒	-					双義務者 番 号	-		
(届出先)		特 給別 与徴	フリガナ							係			
	横浜市長		氏名又は 名称						連絡先	氏名			
			個人番号 又は法人番号							電話			
				変更	前				変	更後	Ź		
変	所在地 (住所)	〒	-				〒	-					
変更事項	フリガナ												
埧 	名称 または 氏名												
	電話番号()		_		()		_			
7.5 5	変更理由	⑦口台	計事務の統合 ↑併 (消滅会社の	② 口 所i ⑤ 口 法, の指定番号 【 合は、原則として	□分割□その他「	担当部署等の移転(; ;	登記変更	無)]	備	考			
指	徴収義務者 定番号 ついて	□ 新給	与支払者の指定	迷続して使用する E番号【 X得する⇒「給与	_	】を使用する⇒	「給与所得者」	号を引き継ぐことは 異動届出書」の提出	できませ <u>.</u> が必要で	<u>ん</u>) す。			
	更年月日		年	月	日								
○郵i (「控」	送による提出 <i>0</i> と明記) ③切	D場合で、 手を貼っ	控えの必要な方 た返信用封筒を	īは、①提出用 (を同封のうえ、ご)	2)返送用 送付ください。	横浜	市ウェブページか	ぃらもダウンロードできま	す。 横流	兵市 特別徴	女収 所在地名和	旅 検索	る人

给与主扩夹/特别微顺盖数夹)心能力量。

提出先

横浜市特別徴収センター

